

役員選挙細則

最近改正：2025 年 10 月 22 日

第 1 条 目的

日本臨床動作学会会則第 15 条に定める役員の選挙を適正に実施するためにこの細則を定めることを目的とする。

(選挙管理委員会)

第 2 条 選挙管理委員会の設置

日本臨床動作学会役員選挙の管理業務を適正に実施するために、選挙管理委員会を設置する。

2 選挙管理委員会は（以下、管理委員会という）、任期満了に伴いその選挙の事由が発生する 3 カ月以前を基準として、役員以外の会員の中から理事長が理事会の承認を経て委嘱した 3 名の委員をもって組織する。

3 管理委員会はその代表責任者として、委員長を定めなければならない。委員長は、委員委嘱後最初に開催される管理委員会において、委員の互選により選出する。

4 委員に欠員が生じたときは、本条第 2 項に準じて追加選任することができる。

5 選挙において理事候補者及び監事候補者に選出された場合、その時点で委員を辞さなければならない。欠員分は、再度理事長が理事会の承認を経て委嘱する。

6 管理委員会は、選挙日程の告示にあわせて、委員の氏名を公表しなければならない。

7 管理委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、会議を開き議決することができない。

8 管理委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決することができる。

9 委員の任期は、委員委嘱日より役員選挙結果を報告する当該総会の終結の時までとし、引続き再任することはできない。

第 3 条 選挙管理委員会の業務

選挙管理委員会は役員の選出に関し以下の業務を行う

- (1) 役員選挙日程等の確定と告示
- (2) 選挙台帳の作成と告示
- (3) 役員選挙の実施と結果の告示

第 4 条 選挙権

告示日において会員資格を有する者をもって選挙台帳を作成し、この一覧に記載された会員は選挙権と被選挙権を有するとする。

(役員の選出)

第5条 役員の選出

理事候補者及び監事候補者の選出は会員からの互選によるものとし、所定の投票用紙を用いた理事3名連記・監事1名無記名の郵便投票等による。この場合において、管理委員会の定めた指定日までの消印のあるもので、開票時までには到着しているものをもって有効とする。その他無効となる投票内容は管理委員会の定める内規によるものとする。

2 理事候補者の確定は得票順上位18名に決定する。また、監事候補者は得票順上位2名に決定する。但し、同点者の生じた場合は抽選によって決する。

3 管理委員会は前項で決定された理事候補者及び監事候補者に書面で以てその就任の許諾を問い、指定の期日までに受諾書の提出があった候補者を役員とする。

(理事長、常任理事、及び副理事長の選出)

第6条 理事長の選出

理事長の選出は、理事会において理事の互選による単記無記名投票によってこれを行う。

2 投票数の過半数を得た者がいない場合には、得票順上位2名の者について、再度投票を行うものとする。

第7条 副理事長の選定

副理事長は、理事長が理事の中から候補者を推薦し、理事会の承認を得て選定する。なお、副理事長が学会の各種委員会の委員長及び委員を兼務することを妨げない。

第8条 常任理事の選出

常任理事の選出は、理事会において理事の互選による2名連記無記名投票によってこれを行う。

2 若干名を選出する。

(補欠者)

第9条 補欠者

理事に欠員が生じた場合は、本細則第5条第1項及び第2項により実施された選挙の次点者以降第3順位までを候補と定める（以下、「次点者等」という）。得票数が同数の場合には抽選により順位を定める。

2 前項の次点者等がない場合には、必要に応じて補欠の理事の選挙を実施することができる。

3 理事長が欠けた場合は、本細則第6条を準用する。但し、任期が1年未満の時は副理事長が理事長の代理としてその任に当たる。また、副理事長が欠けた場合は、本細則第7条に従って選定する。

4 理事長、副理事長以外の理事において欠員が生じた場合は、残りの任期が1年以上ある場合に限り、次点者等をもって補欠の理事候補者とし、理事会の決議を経て補欠の理事として選任される。

5 本条第1項から前項までの規定によって選出された者の任期は、会則の定めるところにより前任者の任期

の満了する時までとする。

(改定)

第 10 条 本細則の改定は、理事会の承認を経て行う。

附 則

- 1 本細則は 2025 年 4 月 2 日より施行する。
- 2 本細則は 2025 年 10 月 22 日より施行する（一部改正）。